



平成 29 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 上原成商事株式会社  
代表者名 取締役社長 上原 大作  
(コード番号 8148 東証第二部)  
問合せ先 取締役管理本部長 土佐 益久  
TEL 075-212-6007

## 単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会に、単元株式数の変更、株式併合及び定款一部変更を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 単元株式数の変更

##### (1) 単元株式数の変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、これに基づき平成 30 年 10 月 1 日を期限として、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しています。当社は、この取組の趣旨を尊重し、当社株式の売買単位(単元株式数)を現在の 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (2) 単元株式数の変更の内容

平成 29 年 10 月 1 日をもって普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

##### (3) 単元株式数の変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更(単元株式数の変更等)に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

上記「1. 単元株式数の変更」に記載のとおり、当社株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するにあたり、証券取引所が望ましいとしている投資単位(5 万円以上 50 万円未満)を念頭に置き、当社株式を株主様に安定的に保有いただくこと及び中長期的な株価変動等を勘案し、株式併合を実施するものであります。

## (2) 株式併合の内容

### ① 併合する株式の種類

普通株式

### ② 併合の方法・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもちまして、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

### ③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数(平成 29 年 3 月 31 日現在)	24,053,942 株
株式併合により減少する株式数	19,243,154 株
株式併合後の発行済株式総数	4,810,788 株

(注)「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

### ④ 効力発生日における発行可能株式総数

株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、株式併合の割合に合わせて、発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	95,802,000 株
変更後の発行可能株式総数(平成 29 年 10 月 1 日)	19,160,400 株

## (3) 株式併合による影響

株式併合により、発行済株式総数が 5 分の 1 に減少することとなりますが、純資産は変動しませんので、1 株当たり純資産は 5 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

## (4) 株式併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数(割合)	所有株式数(割合)
総株主	1,077 名(100.00%)	24,053,942 株(100.00%)
5 株未満	102 名(9.47%)	115 株(0.00%)
5 株以上	975 名(90.53%)	24,053,827 株(100.00%)

上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、5 株未満の株式のみをご所有の株主様 102 名(所有株式数 115 株)は、株主としての地位を失うこととなりますが、併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

## (5) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

## (6) 株式併合の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会において、株式併合に関する議案

及び定款一部変更（単元株式数の変更等）に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

### 3. 定款一部変更

#### (1) 変更一部変更の理由

- ① 上記「2. 株式併合」の議案が承認可決されることを条件として、併合の割合に合わせて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第5条を変更するとともに、上記「1. 単元株式数の変更」により単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第7条を変更するものであります。

なお、これらの変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって生ずるものとする附則を設け、効力発生日経過後、本附則を削除するものといたします。

- ② 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）により、責任限定契約を締結できる取締役および監査役の範囲が変更されました。これに伴い現行定款第 31 条（社外取締役との責任限定契約）を変更し、定款第 42 条（監査役との責任限定契約）を新設し、併せて条数の繰下げを行うものであります。

なお、定款第 31 条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ています。

#### (2) 変更一部変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分に変更部分であります。）

現行定款	変更案
第 1 条～第 4 条 （条文省略）	第 1 条～第 4 条 （現行どおり）
（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>95,802</u> 千株とする。	（発行可能株式総数） 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、 <u>19,160,400</u> 株とする。
第 6 条 （条文省略）	第 6 条 （現行どおり）
（単元株式数） 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。	（単元株式数） 第 7 条 当社の 1 単元の株式数は、 <u>100</u> 株とする。
第 8 条～第 30 条 （条文省略）	第 8 条～第 30 条 （現行どおり）
（社外取締役との責任限定契約） 第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、社外取締役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。	（取締役との責任限定契約） 第 31 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。

第 32 条～第 41 条 (条文省略)  (新設)	第 32 条～第 41 条 (現行どおり)  (監査役との責任限定契約) 第 42 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の定めにより、監査役との間に、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。
第 42 条～第 49 条 (条文省略)  附則 (新設)	第 43 条～第 50 条 (現行どおり)  附則 第 2 条 第 5 条 (発行可能株式総数) および第 7 条 (単元株式数) の規定の変更は、平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附則は上記の効力発生後、これを削除する。

(3) 定款一部変更の条件

平成 29 年 6 月 28 日開催予定の第 70 回定時株主総会において、株式併合に関する議案及び定款一部変更 (単元株式数の変更等) に関する議案がいずれも承認可決されることを条件といたします。

4. 単元株式数の変更および株式併合の日程

取締役会決議日	平成 29 年 5 月 12 日
定時株主総会決議日	平成 29 年 6 月 28 日 (予定)
単元株式数変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日 (予定)
発行可能株式総数変更の効力発生日	
株式併合の効力発生日	

(ご参考)

上記のとおり、単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

【添付資料】

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

## 【ご参考】 単元株式数の変更及び株式併合に関する Q & A

### Q 1 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A. 単元株式数の変更とは、株式総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### Q 2 株式併合とはどのようなことですか。

A. 株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

### Q 3 株式併合、単元株式数の変更の目的を教えてください。

A. 全国証券取引所では、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を最終的に 100 株に統一することを目指しており、その移行期限が平成 30 年 10 月 1 日と決定されました。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、併せて、当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を念頭におき、株式併合を実施いたします。

### Q 4 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合後においては、株主様のご所有の当社株式数は株式併合前の 5 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は株式併合前の 5 倍となるからです。また、株式併合後の株価についても、理論上は併合前の 5 倍となります。

### Q 5 受け取る配当金額はどうなるのでしょうか。

A. 株主様が所有する当社株式数は株式併合により 5 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（5 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株あたり配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動その他の要因を別にすれば、株式併合によって株主様の受取配当金額に変動はありません。ただし、株主併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

### Q 6 株主の所有株式や議決権はどうなりますか。

A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株式数に 5 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます。）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000 株	2 個	400 株	4 個	なし
例②	1,246 株	1 個	249 株	2 個	0.2 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	520 株	なし	104 株	1 個	なし
例⑤	338 株	なし	67 株	なし	0.6 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

株式併合の結果、端数株式（1株に満たない株式）が生じた場合（上記②、⑤、⑥のような場合）は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。このお支払い代金は、平成29年12月頃にお送りすることを予定しております。

株式併合の効力発生前のご所有株式数が4株の場合（上記⑥の場合）、この4株については、端数株式として処分させていただくことになります。その結果、株式併合後に所有する株式がなくなります。株式併合の効力発生前のご所有株式が4株以下の株主様は、株主としての地位を失うことになります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q7 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A. 株式併合の効力発生前に、単元未満の買取り制度や買増し制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。

具体的なお手続きについては、株主様がお引取りされている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q8 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りや買増しをしてもらえますか。

A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取り制度や買増し制度をご利用いただけます。

具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q9 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

A. 特に必要なお手続きはございません。

**【お問い合わせ先】**

株主名簿管理人  
連絡先

三菱 UFJ 信託銀行株式会社

〒541-8502

大阪府中央区伏見町3-6-3

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777（フリーダイヤル）

受付時間 9：00～17：00（土・日・休日を除く）